

平成26年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年7月25日（金）午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 齋藤隆	6番 染谷智一郎
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
	10番 阿曾敏夫
11番 齋藤剛廣	12番 大野木奥治
13番 小池良雄	14番 早川真
15番 江原俊光	16番 高田勝禧
17番 渡邊光雄	18番 川村泉治
19番 増田勝己	

4. 欠席委員

1番 掛川正治

9番 森正昭

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	木村孝夫
次長補佐	落合敦
農地係長	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

議長 連日厳しい暑さの中、委員さん方には出席ご苦労さまです。定刻となりましたので開会いたします。

ただ今から平成 26 年第 7 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 17 名の出席でございます。会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

11 番 齋藤剛廣委員

13 番 小池良雄委員

よろしくお願ひします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧ください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 1 件です。

続いて、議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。すべて新規設定で、合計 12 件でございます。

以上で、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 26 年 7 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは整理番号 1 についてご説明いたします。

申請農地は J R 成田線〇〇駅の北約 1 km に位置する田一筆で、所在は〇〇字〇〇〇〇〇〇番。面積は 1,812m²です。農振農用地区域内でございます。議案資料は 1 ページから 7 ページになります。なお、位置図は議案資料 5 ページでございます。

譲受人は〇市在住の農業者で、自作地・借受地含め 7.7 ヘクタールほど営農しています。耕作している農地については、〇市の農業委員会に確認したところ不耕作地はなく、今後とも引き続き耕作を続けていくとのことでした。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 では、議案第 1 号整理番号 1 について調査結果を報告いたします。

この案件については譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請農地は〇〇〇の北側、布湖排水路近くの一筆、1,812m²の水田です。申請理由は、隣地に所有地があり、耕作も便利なことから経営規模を拡大するものです。通作距離は 16km、車で 40 分ほどだそうです。

また、世帯員 5 人により農業を営んでおり、いずれも年間 200 日から 250 日農業に従事しています。申請農地の売買代金は〇〇〇万円です。

この件について審議したところ、農地法第 3 条第 2 項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。第 3 調査会としては全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 1 号整理番号 1 に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第 1 号整理番号 1 について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。今回整理番号 2 から 7 について、及び、整理番号 8 から 12 については権利設定を受ける者が同一人であることから、それぞれまとめて審議したいと思います。

なお、整理番号 7 については〇〇委員が利用権設定者となっております。また、整理番号 11 については〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。いずれの委員も農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。よって、整理番号 1、整理番号 2 から 7、整理番号 8 から 12 の順にそれぞれ審議していきたいと思っております。

ここで事務局より議案書の訂正について説明があります。

事務局 それでは議案書の訂正についてご説明いたします。議案書 2 ページをお開きください。

この整理番号 1 の 1 につきまして、昨日 7 月 24 日、我孫子市農政課より誤って権利設定の決定を求めてしまったとの連絡が入りました。当初当事者間で権利設定の協議をしたものの、結果的に決定を行わないこととなった案件をそのまま集積計画（案）に盛り込んでしまったとのことでございます。既に昨日、我孫子市長から会長あてにこの旨の文書が届いております。

以上によりまして、大変申し訳ございませんが、整理番号 1 の 1、〇〇〇〇字〇〇〇〇の〇の〇の面積 297m²の田について議案書から削除いたしたく、ここで議案書の訂正をお願いいたします。

続きまして、議案の朗読と説明をいたします。

議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成 26 年 7 月 25 日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは、議案第 2 号のうち整理番号 1 の説明を行います。今回、議案第 2 号は 1 から 12 まですべて新規の利用権設定となっております。

整理番号 1 の借受者は〇〇在住の農業者です。利用権を設定する土地は〇〇〇地先の田 2,992m²の一筆でございます。農業経営の実態は議案資料の 8 ページをご覧ください。借受者夫婦及びその子夫婦が農業従事者に名を連ねております。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 それでは整理番号 1 の 2 の説明を行います。

借受者は現在、自作地及び借受地合わせて 14 万 m²以上の農地を耕作しています。今回の権利設定では 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg の賃借権が設定されています。

以上の内容を基に審議したところ、第 3 調査会では権利設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、決定相当との判断をいたしました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの発言がありました。意見がないものと認め、議案第2号整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号整理番号1について決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり決定することにいたしました。

次に、整理番号2から7について審議したいと思います。〇〇調査会長は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので、退室をお願いします。

これに対してご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇〇調査会長、退室)

議長 〇〇調査会長の代わりに増田調査副会長に調査報告をお願いします。

(増田勝己調査副会長が前の席に移動))

事務局 それでは事務局よりご説明いたします。整理番号2から7までの説明を一括で行います。いずれも借受者は柏市に住所を置く農業生産法人です。農業経営の実態は議案資料9ページになります。

生産法人化したのは平成25年2月で、農業従事者は4人、必要に応じてアルバイトも2、3名雇うとのごとでございませう。生産法人の経営耕地面積は畑約90アールでございませう。今回借受けする農地は合計8筆で、面積は19,670m²でございませう。なお、代表個人名義の経営農地としては自作地約7ヘクタール、借受地約4.4ヘクタールの田畑があると伺っております。

事務局からは以上でございませう。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは増田調査副会長から調査結果についての報告をお願いします。

増田勝己調査副会長 整理番号2から7までのいずれの農地も所在地は〇〇〇に集中し

ていて、新規の利用権設定となります。

いずれも賃借権が設定されていて、10 アール当たり〇〇〇〇円です。また、権利設定期間は整理番号3のみ10年で、残りはすべて6年となっています。借受者は今後、大豆の栽培を計画しているとのことでした。

以上の内容を基に審議しましたところ、第3調査会では権利設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案第2号の整理番号2から7までに対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 整理番号3の1のみ10年となっていますけども、その理由についてお教え願います。

議長 事務局。

事務局 農政課のほうで権利設定などの相談を受けるとき、一般的に3年、6年、また10年というふうになっております。これについてはほかの権利設定は大体6年、この辺を大体一つ目途に置いておりますけれども、ちょっと私のほうではこれがなぜ10年かというのは今のところ把握はしてない状況でございます。

渡辺陽一郎委員 分からないと。

事務局 はい。

渡辺陽一郎委員 当然、全部一帯の土地と見えますね。

事務局 ええ、ええ。

渡辺陽一郎委員 1回だけ10年というのは、ちょっと新規設定でなぜか分かればなと思ったんですが、分からなければしょうがない。

議長 これは離れているね。

事務局 そうですね。

渡辺陽一郎委員 ちょっと離れているの。

事務局 そうですね。

議長 これ事務局、分かりますか。

渡辺陽一郎委員 分かりますか。ここだけ本拠地を置いて、その周りをまた開発する予定があるとか。ほかに予定があるのであればまた別ですけども。

事務局 ○○さんは○市側では大体借りる目途がついたので我孫子側の○○○について自分でいろいろ回って、うなってはいるけども作付けしてないような土地、ある程度自分が耕作する目的に適していて、なおかつ耕作されてない土地をいくつかピックアップして、昨年農業委員会と農政課のほうに相談に見えたということです。必ずしもまとめてというわけじゃなくて、○○さんが回った中で耕作してなくてできそうな土地に絞ってやったと。偏っているというのは、水田のほうじゃなくて大体畑というのは○○○の中でも似たようなところにポツリポツリあるものですから、比較的近いところになったということだと思います。

渡辺陽一郎委員 たまたまじゃあ地主さんとの意見が合ったということで理解してよろしいのでしょうか。

事務局 はい、そういうことだと思います。そのうち地主さんの分かった何カ所かについては、農政課と私どものほうで一応○市の方からこういう申し出があるんだけど、もし貸してもいいという意向があれば相手先に連絡先を教えてもよろしいかということで回りました。地主さんの中にはもう事実上農業をやってなくて、ただ草を生やして迷惑をかけちゃいけないというのでトラクター1台だけ残してうなっているだけという方もいらっしやいました。皆さんそれぞれの事情があって、長く借りてもらったほうがいいやという方と、とりあえず自分でもやるかもしれないから一定程度たったらまたちょっと考えてみようという方、いろいろいるのかなとは思いますが。

以上です。

渡辺陽一郎委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声)

意見がないものと認め、議案第2号整理番号2から7に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第2号整理番号2から7について、決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2から7は原案どおり決定することにいたしました。

退席となっていた〇〇調査会長は自席にお戻りください。増田調査副会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

(〇〇〇〇〇調査会長、増田勝己調査副会長が元の席に戻ったことを確認)

議長 続いて、議案第2号整理番号8から12までについては、権利設定を受ける者が同一人であることからまとめて審議したいと思います。

なお、整理番号11については〇〇〇〇〇委員が利用権設定者となっており、農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。よって、〇〇委員には退出していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇〇委員、退室)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号のうち、整理番号8から12までの説明を一括で行います。

借受者は〇市に住所を置く、ともに〇〇歳のご夫婦の新規就農者です。就農計画等、議案資料は10ページからとなります。ご覧ください。権利設定を受ける農地はいずれも〇〇字〇〇〇〇の畑です。合計6筆で、面積は3,548m²となります。

なお、平成26年5月13日付けで申請された就農計画では平成26年6月までに我孫子市に住所を移す予定とのことでしたが、それが遅れ、結果的に議案資料13ページの項目

3にございますビニールハウス建設やトラクター購入にかかる費用について我孫子市の補助金が受けられないことから、自己資金で調達するとのことでした。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 整理番号8から12のうち8及び11については、10アール当たり2万円の賃借権が設定されています。ほかは使用貸借権の設定です。また、権利の設定期間は整理番号12を除き6年となっています。

借受人は12ページにあるとおり、1年間の研修を流山市内で受け、多品目の露地野菜の栽培技術全般について学びました。その後は柏市内の知人のところで農業を手伝いながら指導を受けたとのことでした。露地野菜とともにビニールハウスでの栽培を行い、安全安心な農産物の供給を目指して、農薬や化学肥料を極力使わない栽培方法に取り組んでいきたいとのことでした。

以上の内容を基に審議したところ、第3調査会では権利設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断をいたしました。

以上です。

議長 これより整理番号8から12までに対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号整理番号8から12に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号整理番号8から12について決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第2号整理番号8から12は原案どおり決定することにいたしました。

退席となっていた〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

議長 以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。報告は第1号から第3号になります。議案書の6ページからとなります。

まず報告第1号及び2号について説明いたします。いずれも市街化区域内における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は農地法第4条の規定に係る転用の届出で、2件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地でございます。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定に係る転用の届出で、3件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地でございます。

続きまして、報告第3号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。議案書は8ページになります。

いずれの案件も平成26年6月26日に諮問し、7月11日に開催された千葉県農業会議の結果、許可相当との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

以上でございます。

議長 以上、報告第1号から第3号まで報告させていただきました。

以上の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第7回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人